

幹部職員のつけ 回し横行！

平成25年11月、公正取引委員会が福井県経済農業協同組合連合会（福井県経済連）に独占禁止法違反の疑いがあるとして立ち入り検査に入り、今年1月16日、独占禁止法第3条に違反する行為が認められたとして『排除措置命令』を出した。

県経済連は平成23年9月頃以降、『特定共乾施設工事』について施主である県内各農

協の代行業務を一手に引き受け、工事の円滑な施工、管理料の確実な収受等を図るため受注予定者を指定し、受注予定者が受注できるように入札参加者に入札すべき価格を指示し入札させていた。

県内において現在稼働している穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の建設等または保守点検等を受注している特定業者を「受注予定者」とし、「ネット価格」と称する受注希望価格を確認し、受注予定者の入札価格を決定、指示する。さらに、その価格を踏まえて他の入札

参加者の1回目及び2回目の入札すべき価格を決定、指示していた。

県経済連は入札参加者の事業活動を支配することにより、公共の利益に反して特定共乾施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

因みに、特定共乾施設工事とは県内の農協が施主として県が実施する「おいしい福井米生産体制整備事業」、平成24年3月以前には「おいしい福井米づくり事業」と称する補助事業により発注した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設の製造

請負工事等のことであり、同時に発注された補助事業によらない製造請負工事及び建設工事を含まれる。

公取委が出した排除措置命令の内容は、①先の行為を行っていないか確認すること。今後、同様の行為を行わないこと。②この2点を経営管理委員会において決議しなければならぬ。③①で採った措置を農協及び特定共乾施設工事の入札参加者等に通知し、職員に周知徹底しなければならぬ。④今後、同様の行為を行ってはならない。⑤独占禁止

競争入札の仕組みそのものを否定する悪質な事例！

前代未聞！県経済連に排除措置命令